

## 公立大学法人広島市立大学中期計画（平成27年5月29日変更認可）

### 目次

はじめに

- 第1 中期計画の期間
- 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
- 第5 自己点検及び評価に関する目標を達成するためとるべき措置
- 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
- 第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 第8 短期借入金の限度額等
- 第9 重要な財産の譲渡又は担保に関する計画
- 第10 剰余金の使途
- 第11 広島市の規則で定める業務運営に関する事項

はじめに

公立大学法人広島市立大学は、「科学と芸術を軸に世界平和と地域に貢献する国際的な大学」という建学の基本理念の下、自主性及び自律性が発揮できる公立大学法人制度の利点を生かしながら、「国際平和文化都市の「知」の拠点ー地域と共生し、市民の誇りとなる大学ー」を目指した取組を進めるため、中期目標に基づき、中期計画を定める。

<重点取組項目>

- 1 初年次教育の充実を図るとともに、国際学、情報科学、芸術学及び平和の各分野の基礎的素養を学生に身に付けさせるため、全学共通教育の充実に取り組む。
- 2 平和研究所と国際学研究科が連携し、「平和学」のカリキュラムを確立するとともに、「平和学」の学位（修士、博士）を授与する。
- 3 サテライトキャンパスの設置や社会人教育のための環境整備、社会連携センターを中心とした「産学公民」連携の推進、広島市の行政課題解決のための研究成果還元等の取組により、大学の社会貢献機能を強化する。
- 4 広島市及び関係機関と連携し、平和の推進や文化の振興、地域経済の活性化等の取組を進め、広島市の都市機能の強化に貢献する。
- 5 理事長（学長）がリーダーシップを発揮し、時代の要請に的確に対応できる戦略的かつ機動的な大学運営を行う。特に、人事、予算等について全学的かつ中長期的視点からの運用を行う。

## 第1 中期計画の期間

平成22年（2010年）4月1日から平成28年（2016年）3月31日までの6年間とする。

## 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育

#### (1) 教育内容の充実

##### ア 全学共通教育

- (ア) 自律的学習能力やコミュニケーション能力等の養成を図るため、初年次教育において、特定の学術分野を定めず多様な問題について少人数のセミナー形式で調査研究し、討論する科目を開設する。
- (イ) 学生に、読書や美術鑑賞、映像鑑賞を通じて専門分野を越えた幅広い教養を身に付けさせる「いちだい知のトライアスロン」事業を実施する。
- (ウ) 外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語教育の充実を図る。
- (エ) 全学共通教育のあり方について、全学的視点から検討し、その結果をカリキュラム等に反映させる仕組みを構築する。

##### イ 特色ある教育

- (ア) 平和に関する教育を推進するため、平和研究所が全学の平和関連講義等に積極的に参画する。
- (イ) 国際性を養うため、学生が異文化に触れる機会や国際的に活躍する人材と交流する機会の充実を図る。
  - a 夏期集中講座「HIROSHIMA and PEACE」の充実を図る。
  - b 平和記念式典やピースキャンプ（国内外の平和記念式典参列者のために大学運動場内に開設するキャンプサイトをいう。）等多数の外国人が参加する行事への学生の積極的な参加を促す。
  - c 学生が国際機関や国際的NGO等の第一線で活躍する人材と交流する機会の充実を図る。

##### ウ 学部専門教育

- (ア) 学生の多様化に対応するとともに、社会で通用する実践的な能力を身に付けた学生を養成するため、学部専門教育の充実に取り組む。
  - a 国際学部では、平成19年度（2007年度）に導入した新教育課程について、教育内容と成果に関する学内アンケート調査等を行い、必要に応じて見直しを行う。
  - b 情報科学部では、平成19年度（2007年度）に導入した情報工学、知能工学、システム工学の三学科の一括募集及び学科配属方法等について

学内アンケート調査等を行い、必要に応じて見直しを行う。また、多様化した学生への効果的な教育を実現するため、「PDCA」サイクルを機能させながら継続的に教育活動の改善に取り組む。

- c 芸術学部では、芸術の持つ社会的役割を深く認識し、社会の中で表現活動を実践できる素養を身に付けさせるため、研究プロジェクトへの参画を単位認定する「造形応用研究」の充実を図り、学科・領域を越えた総合的な教育を行う。

## エ 大学院教育

- (7) 学際的視野と国際性を身に付けさせるため、大学院における共通教育のあり方について検討し、大学院全研究科共通科目の見直しを行う。

- (4) 学生の多様化に対応するとともに、専門分野において優れた研究能力と実践的技能を身に付けた学生を養成するため、大学院専門教育の充実に取り組む。

- a 国際学研究科では、専門基礎科目の見直しを行う。
- b 情報科学研究科では、学部カリキュラムとの連携を図り、学習課題を複数の科目を通して体系的に履修するモデルカリキュラムを提示し、その履修による教育効果を評価する。また、論文執筆、学会発表等におけるプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等高度専門職業人に必要な能力を身に付けさせるため、教育内容の充実を図る。
- c 芸術学研究科では、文化芸術の保存の分野における高度な専門能力を養成するため、保存科学・文化財学に関する授業科目「文化財保存学特講」を新設し、段階的に拡充を図る。

- (9) 全学的な協力体制を整備し、「平和学」の構築を実現する。

- a 平和研究所と国際学研究科が連携し、「平和学」のカリキュラムを確立するとともに、「平和学」の学位（修士、博士）を授与する。
- b 「平和学」のカリキュラムが、留学生に対しても魅力あるものになるよう、英語による講義の充実を図る。

## (2) 教育方法の改善

### ア 授業内容及び授業方法の改善

本学の教育方針に沿った教育を推進し、学生の視点に基づいた授業内容及び授業方法の改善を図るため、授業アンケートの実施、セミナーの開催等のFD活動（Faculty Development：教員の教育能力を高めるための組織的取組をいう。）を積極的に行う。

### イ 学習環境及び学習支援体制の整備

- (7) 新入生の大学への適応が円滑に進むよう、オリエンテーションの充実を図

るとともに、チューターによるきめ細かい学習支援及び相談を行う体制を整備する。

- (イ) インターネットを通じて、時間、場所を選ばず、授業の補習ができるよう、また、学生のみならず市民に対しても学習機会の提供ができるよう、授業、公開講座等様々な教育研究活動をデジタルアーカイブ化し、コンテンツの充実を図る。
- (ウ) 学生が自習やグループ学習等のために使用することができるよう、学生ラウンジや自習室等を整備する。

#### ウ 成績評価システムの整備

- (ア) 成績評価の厳格化と単位の実質化を図るため、G P A (Grade Point Average : 履修科目ごとの成績に評点を付けて全科目の平均値を算出する成績評価システムをいう。) の導入、履修登録単位数の上限や成績評価基準の見直しを行う。
- (イ) 芸術学部では、教育効果を測る指標とするため、課題制作作品や入選入賞作品の画像データ等をデータベース化する。

### (3) 積極的な広報と学生の確保

#### ア 積極的な広報

- (ア) ホームページの内容の充実を図るとともに、管理及び運用のためのルールを整備する。
- (イ) オープンキャンパス、高校進路指導担当教員説明会等において、高校生、高校進路指導担当教員、保護者等にアンケート調査等を行い、その分析結果を広報活動に反映させる。
- (ウ) 大学院案内の内容を見直すとともに、英語版を作成する。
- (エ) 地域住民、受験生、在学生等に対するアンケート調査等から本学に対するイメージ分析を行い、ブランドイメージ戦略を構築するとともに、タグライン (広告等で用いるキャッチフレーズをいう。) 、シンボルデザイン等を作成する。

#### イ 学生の確保

- (ア) 社会人学生について、修学年限、授業料等学生納付金を柔軟に設定できる制度を導入し、社会人が履修しやすい環境を整備する。
- (イ) 国際学研究科では、優秀な留学生を確保するため、海外学術交流協定大学の学生を対象とした推薦入試を実施する。
- (ウ) 芸術学研究科では、大学院進学者を確保するため、大学院の教育研究や大学院修了後の進路等についてのガイダンス、大学院研究成果の発表展示会の開催等の取組を進める。

#### (4) 教育実施体制の整備

##### ア 教職員の配置等

- (ア) 大学の教育目標を実現するため、全学的かつ中長期視点から教職員を戦略的かつ機動的に任用し、配置する。
- (イ) 学生の多様化に対応したきめ細かい教育を実施するため、ティーチングアシスタント（大学院生が教育の補助を行う制度をいう。）、リサーチアシスタント（大学院生が研究の補助を行う制度をいう。）等の教育支援体制を整備、拡充する。

##### イ 教育環境の整備

- (ア) 学生の多様なニーズ等に的確に対応するため、各附属施設間の連携を強化し、情報共有、施設及び設備の共同利用、イベントの共同開催等に取り組む。
- (イ) すべての講義室において視聴覚教材が使用できる環境を整備する。
- (ウ) 平和研究所の教育への参画、平和研究所と各学部及び研究科との連携を強化するため、平和研究所の大学敷地内への移転に取り組む。

##### ウ 芸術情報の利用環境の整備

- (ア) 芸術資料館の所蔵品をデータベース化するなど、芸術情報を有効に利用することができる環境を整備する。
- (イ) 学生に専門分野を越えた幅広い教養を身に付けさせるため、芸術資料館の企画等による美術鑑賞事業を実施する。

## 2 学生への支援

### (1) 学習支援

新入生の大学への適応が円滑に進むよう、オリエンテーションの充実を図るとともに、チューターによるきめ細かい学習支援及び相談を行う体制を整備する。

### (2) 日常生活支援

学生の日常生活を支援するため、学生会館の機能の拡充、大学周辺への店舗の誘致等に取り組む。

### (3) 健康の保持増進支援

学生の心身の健康の保持増進を図るため、教職員と医務室及び学生相談室との連携を強化するとともに、カウンセラーによる相談時間を増やすなど、医務室及び学生相談室の機能を拡充する。

### (4) 就職支援

ア 教職員が連携して個々の学生の資質、希望を的確に把握し、指導する体制を整備する。

イ 卒業生による就職セミナー等学生に対する就職支援事業の企画内容を工夫するとともに、学生に対してよりきめ細かい就職関連情報を提供する。

(5) 課外活動支援

学生のクラブ及びサークル活動、ボランティア活動、自主的な研究、創作及び発表活動を奨励し、支援するための制度の充実を図る。

(6) 経済的支援

優秀な学生に対して授業料を減免するなどの特待生制度を導入する。

(7) 留学生支援

留学生の宿舎を確保するため、学生寮及び教員住宅の有効活用を図るとともに、独立行政法人日本学生支援機構の留学生借り上げ宿舎支援事業、財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償制度等の活用を進める。

3 研究

(1) 研究活動の活性化と成果の普及

ア 研究活動の活性化

(ア) 教員の研究活動を奨励するため、サバティカル制度（教員が一定期間研究に専念する研修制度をいう。）を導入する。

(イ) 科学研究費補助金等外部資金の申請率、採択率の向上を図る。

(ウ) 外部資金を含めた研究費を弾力的かつ効果的に執行するための制度を導入する。

(エ) 国際学部及び国際学研究科では、研究活動における学内外との連携を強化するため、客員研究員や共同研究者のための研究スペースを確保する。

(オ) 情報科学部及び情報科学研究科では、社会へ発信する知的財産を効率的に創出するため、大学として取り組むべき基盤的研究及び時代のニーズに適合した先端的・革新的なプロジェクト研究に対し、研究費等を重点的に配分する。また、専攻を越えた共同研究や学外との共同研究に対し、教員研究費の一部を毎年度重点的に配分する。

(カ) 芸術学部及び芸術学研究科では、展覧会の開催等の研究発表活動を積極的に推進する。

(キ) 平和研究所では、研究活動の活性化を図るため、プロジェクト研究等への学外の研究者の積極的な参画を促進する。

イ 研究成果の普及及び還元

(ア) 国際学部及び国際学研究科では、研究成果普及の一環として平成20年度（2008年度）に創刊した国際学部叢書を定期的に刊行する。また、学内競争的資金である特定研究費を活用した共同研究の促進を図り、その成果を国際学部叢書として刊行する。さらに、開学以来刊行しているジャーナル「広島国際研究」をホームページで公開し、幅広く研究成果を社会に還元する。

- (イ) 情報科学部及び情報科学研究科では、研究公開イベントへの出展、特許出願、企業からの技術相談、共同研究等を通じて研究成果を社会に普及し、還元する。
- (ウ) 芸術学部及び芸術学研究科では、芸術資料館において卒業制作優秀作品の展示会、大学院研究成果の発表展示会の開催等を行う。
- (エ) 平和研究所では、学術研究成果を大学教育に反映させるとともに、出版活動や公開講座、シンポジウム、講演会等を通じ、その成果の社会への積極的な普及を図る。
- (オ) 附属図書館では、教員の研究成果、博士論文等を機関リポジトリ（大学等の研究機関が研究成果を電子データとして集積し、保存し、公開するためのシステムをいう。）により公開する。

## (2) 研究体制の強化

- ア 「産学公民」連携につながる研究を推進するため、社会連携センターにプロジェクト研究推進室を設置する。
- イ 研究費を戦略的に配分できる仕組みを構築する。
- ウ 平和研究所では、被爆体験の思想化や原爆投下による広島、長崎の被害の問題等核兵器に関する諸問題の研究を重点研究領域とした研究体制を強化する。
- エ 附属図書館では、研究における利便性を向上させるため、専門分野の電子ジャーナルやデータベースの充実を図るとともに、データベース横断検索ソフト等を計画的に導入する。

## 4 社会貢献

### (1) 生涯学習ニーズへの対応

- ア 市民の生涯学習ニーズに対応するため、公開講座の開催、市民講座への講師派遣等に積極的に取り組む。また、リカレント教育（社会人が大学院等で高度な知識、技能を習得するための教育をいう。）を推進するため、社会人講座等の充実を図る。
- イ 休日、夜間に市民向けの講座等を開催するため、平和研究所等の施設を活用し、市中心部にサテライトキャンパスを設置する。

### (2) 「産学公民」連携の推進

#### ア 地域産業界との連携

- (ア) 社会連携センターを中心的な窓口として、企業等からの受託研究及び企業等との共同研究に積極的に取り組む。
- (イ) 先進的なICTシステムの構築により蓄積されたノウハウ等を、技術相談や技術支援等を通じて企業や地方自治体等に提供し、高等教育研究機関としてのリーダーシップを発揮する。

## イ 国、地方自治体等との連携

- (ア) 附属機関等の委員への就任、講師の派遣、行政課題の解決や人材育成等のための共同事業の実施等により、国、地方自治体、特に広島市との連携強化に取り組む。
- (イ) 広島市職員、小中高等学校教員等を大学院生、研究員等として受け入れるなど、広島市職員等の研修機関としての役割を積極的に果たす。
- (ウ) 財団法人広島平和文化センターと連携し、「広島・長崎講座」や市民向け講座への協力、平和記念資料館の展示等への学術支援等を行うなど、平和の推進に貢献する。
- (エ) 財団法人広島市文化財団と連携し、広島市現代美術館との共同事業を行うなど、広島市の芸術振興に貢献する。
- (オ) 財団法人広島市産業振興センターと連携し、ICTをはじめとした様々な分野での技術支援を行い、広島市の産業振興に貢献する。
- (カ) 地域社会等と連携し、地域展開型の芸術プロジェクトを積極的に推進する。

## ウ 学術機関及び研究機関との連携

- (ア) 国際学部及び国際学研究科では、国内外の研究者との共同研究やプロジェクト研究等への参画を推進するとともに、研究交流を通じて、海外学術交流協定大学との連携強化に取り組む。また、関係機関と連携し、公開講座やインターンシップ等の充実を図る。
- (イ) 情報科学部及び情報科学研究科では、広島大学、広島工業大学との連携プログラム「医療・情報・工学連携による学部・大学院連結型情報医工学プログラム構築と人材育成」（平成21年度（2009年度）文部科学省採択事業）を推進し、情報科学、医学、工学の知識を有した人材を育成する。
- (ウ) 芸術学部及び芸術学研究科では、卒業修了制作展の開催等を通じ、広島市現代美術館等の地域の美術館との連携強化に取り組む。
- (エ) 平和研究所では、国内外の大学及び研究機関との連携を一層強化するため、共同研究の実施やプロジェクト研究等への参画を通じた研究交流を積極的に推進する。

## エ 小中高等学校等との連携

- (ア) 市内の小中高等学校に対する学習支援、教員のリフレッシュ教育（大学、大学院等の高等教育機関が、職業人に職業上の知識、技術を新たに修得させることを目的とした事業をいう。）等に取り組む。
- (イ) 広島市職員、小中高等学校教員等を大学院生、研究員等として受け入れるなど、広島市職員等の研修機関としての役割を積極的に果たす。（再掲）

### (3) 社会連携センターの機能の充実

#### ア 社会連携センターの体制整備

多様化する「産学公民」連携のニーズに迅速に対応し、効果的に事業を実施するための組織体制を整備する。

#### イ 学部及び研究科の「産学公民」連携や社会貢献の取組に対する支援

(7) 展示会への出展やメールマガジンの配信等様々な広報活動を通じて、研究成果や知的財産等の内容を積極的に発信するとともに、地域住民、産業界、行政等のニーズとのマッチングを行う。

(4) 「産学公民」連携推進のためのセミナーや大学と地域住民、産業界、行政等との交流促進を目的としたフォーラム等を開催する。

(5) 学外の関係機関等と連携した教育研究活動等を支援する。

(6) 地域住民や行政等が抱える課題の解決への貢献を目的とした「社会連携プロジェクト」を学内で公募し、その取組を支援する。

#### ウ 研究成果、学内資源等の活用

知的財産の創出に取り組むとともに、学内資源等を適切に管理し、最大限活用するため、社会連携の基本方針を定めた「社会連携ポリシー」を策定する。

#### エ 学生の育成

「学生による社会貢献型自主プロジェクト」事業を実施し、学生に自主性や問題解決能力を身に付けさせる。

## 5 国際交流

### (1) 海外学術交流協定大学との人材交流の積極的な展開

ア 各学部の特色を十分に生かし、海外学術交流協定大学の学生にとって魅力ある受入校となるための取組を進め、受入学生数を増やす。

イ 学生及び教員のニーズを探りながら、魅力ある海外の大学との新たな学術交流協定の締結に取り組み、派遣学生数を増やす。

### (2) 留学生への支援体制の充実

ア 国際的に魅力ある留学生受入れプログラムを整備し、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度等の奨学金を申請する。

イ 国際交流に関する専任スタッフの配置等により、留学生の進学、就職相談等の留学生支援体制の充実を図る。

ウ 留学生の様々なニーズに応じた助言やサポートを行うため、アドバイザー制度等を整備する。

エ 海外に留学した学生の体験談等をデータベース化し、海外留学希望者に情報を提供する。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 運営体制

##### (1) 機動的な運営体制の構築

- ア 理事長を補佐する理事の役割分担を明確にするとともに、理事長及び理事を支援する事務組織体制を整備する。
- イ 理事長、理事、学部長等が定期的に協議し、幅広く意見を収集するための仕組みを構築する。
- ウ 全学的かつ中長期的視点から戦略的かつ機動的に人員配置、予算配分等を行う仕組みを構築する。
- エ 教職員が一体となって企画・立案・実施に参画する大学運営の仕組みを構築する。

##### (2) 社会に開かれた大学づくりの推進

###### ア 積極的な広報

- (ア) ホームページの内容の充実を図るとともに、管理及び運用のためのルールを整備する。(再掲)
- (イ) 全学的視点から積極的な広報を行うための体制を整備する。
- (ウ) 大学の「年報」を作成する。
- (エ) 刊行物のデータベースを構築し、ホームページ等で公開する。

###### イ 大学運営への学外有識者の参画

理事や経営協議会の委員に学外有識者を積極的に登用する。

##### (3) 監査制度の活用による法人業務の適正処理の確保等

- ア 会計監査人の協力を得て、監事を中心とした実効性のある監査体制を整備する。
- イ 監査結果を大学運営の改善に反映させる仕組みを構築する。

#### 2 人事

##### (1) 柔軟な人事制度の構築

- ア 特任教員等の任用制度を導入する。
- イ 裁量労働制を導入する。
- ウ 兼職・兼業に係る許可基準を新たに作成する。

##### (2) 教員評価制度の構築

- ア 教員活動情報の外部への公開を前提とした多面的な視点による教員評価制度を導入する。
- イ 教員評価の結果を人事等に反映させる仕組みを構築する。

#### 3 事務処理

- (1) 事務処理の内容及び方法について、定期的な点検を実施し、必要に応じて改善

を行う。

(2) 業務内容の変化に柔軟に対応し、効果的かつ効率的な事務処理ができるよう、事務組織の定期的な見直しを行う。

(3) 全学的な課題等について組織横断的に取り組むための体制を整備する。

#### 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 自己収入の増加

(1) 外部資金の獲得に取り組むため、外部資金に関する情報収集や申請、受入等に対する支援体制を強化する。

(2) 公開講座の拡充や大学が保有する施設、設備、機器、作品等の活用により、多様な収入の確保を図る。

(3) 授業料等学生納付金をはじめとする業務に関する料金について、他大学の動向や社会経済情勢、法人の収支状況等を考慮した適切な料金設定を行う。

##### 2 管理経費の抑制

(1) ICTの活用による業務の効率化、光熱水費等の節減、教職員一人一人のコスト意識を高めるための研修の実施等により管理経費の抑制を図る。

(2) 教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた人員配置等について、定期的な見直しを行う。

#### 第5 自己点検及び評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 定期的に自己点検及び自己評価を行う体制を整備する。

2 自己点検、自己評価及び第三者機関による評価の結果を、大学運営の改善のために活用する仕組みを構築する。

3 自己評価及び第三者機関による評価に関する情報をホームページ等で積極的に公開する。

4 教員活動情報の外部への公開を前提とした多面的な視点による教員評価制度を導入する。(再掲)

5 教員評価の結果を人事等に反映させる仕組みを構築する。(再掲)

#### 第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設及び設備の適切な維持管理等

(1) 施設及び設備の効率的な維持管理を行うとともに、その利用状況を把握し、有効活用を図る。

(2) 教育研究機能の充実を図るため、未利用の大学隣接地へのセミナーハウス等の新たな施設整備について検討する。また、日本人学生と留学生が日常的な交流等を通じて、相互の理解を深め、グローバルな視野を広げるための教育施設として、「国際学生寮」の整備に取り組む。

2 安全で良好な教育研究環境の確保

- (1) 災害等不測の事態に適切に対応できるよう、危機管理マニュアルを作成する。
- (2) 安全衛生管理に関する研修等を定期的を実施する。
- (3) 定期健康診断等の実施により、教職員の健康管理を適切に行う。
- (4) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等を防止するための研修等を実施する。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度（2010年度）～平成27年度（2015年度））

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	192億5,800万円
授業料、入学料及び入学検定料収入	76億8,900万円
受託研究収入	4億9,500万円
寄附金収入	3億6,700万円
雑収入	8億200万円
計	286億1,100万円
支出	
教育研究経費	75億9,700万円
人件費	166億1,000万円
一般管理費	35億4,200万円
受託研究経費	4億9,500万円
寄附金事業費	3億6,700万円
計	286億1,100万円

2 収支計画（平成22年度（2010年度）～平成27年度（2015年度））

区 分	金 額
費用の部	290億3,500万円
經常費用	287億9,100万円
業務費	213億1,500万円
教育経費	16億9,100万円
研究経費	10億円
教育研究支援経費	11億5,200万円
受託研究費	4億9,500万円
寄附金事業費	3億6,700万円
人件費	166億1,000万円
一般管理費	34億1,900万円
財務費用	10億1,100万円
減価償却費	30億4,600万円
臨時損失	2億4,400万円
収入の部	290億3,500万円
經常収益	287億9,100万円
運営費交付金収益	190億4,300万円
授業料収益	65億3,500万円
入学料収益	11億3,200万円
入学検定料収益	2億3,600万円
受託研究収益	4億9,500万円
寄附金収益	3億6,700万円
雑益	8億200万円
資産見返負債戻入	1億8,100万円
資産見返運営費交付金等戻入	6,700万円
資産見返物品受贈額戻入	1億1,400万円
臨時利益	2億4,400万円
純損益	0

(注) 収支計画は、損益計算書の例によっているため、同計画の金額と予算及び資金計画の金額には相違があるものがある。

3 資金計画（平成22年度（2010年度）～平成27年度（2015年度））

区 分	金 額
資金支出	286億1,100万円
業務活動による支出	244億3,200万円
投資活動による支出	3億 300万円
財務活動による支出	38億7,600万円
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	286億1,100万円
業務活動による収入	286億1,100万円
運営費交付金	192億5,800万円
授業料、入学料及び入学検定料収入	76億8,900万円
受託研究収入	4億9,500万円
寄附金収入	3億6,700万円
雑収入	8億 200万円
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	—

第8 短期借入金の限度額等

1 短期借入金の限度額

4億円

2 短期借入の想定理由

事故の発生等による緊急に必要な費用に充てるため、短期借入を想定する。

第9 重要な財産の譲渡又は担保に関する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための費用に充てる。

第11 広島市の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の処分に関する計画

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし